

# HPIS

## 圧力設備等の診断に関する 技術者の認証基準

Personal Certification Procedure for Maintenance and Diagnosis  
of Pressure Equipment

HPIS F 101:2013

2013年11月28日改正

一般社団法人日本高圧力技術協会

High Pressure Institute of Japan

## 目次

|  | ページ |
|--|-----|
| 1 適用範囲.....                            | 1   |
| 2 用語の定義.....                           | 1   |
| 3 圧力設備診断技術者の認証区分.....                  | 1   |
| 4 受験資格及び受験資格の審査.....                   | 2   |
| 4.1 受験資格.....                          | 2   |
| 4.2 受験資格審査.....                        | 2   |
| 5 評価試験.....                            | 2   |
| 6 合否判定基準.....                          | 3   |
| 7 適格性証明書の交付及び認証登録の有効期間.....            | 3   |
| 7.1 適格性証明書の交付.....                     | 3   |
| 7.2 認証登録の有効期間.....                     | 3   |
| 7.3 適格性証明書の失効.....                     | 3   |
| 8 認証の更新.....                           | 3   |
| 8.1 更新審査の申請.....                       | 3   |
| 8.2 更新の方法.....                         | 4   |
| 8.3 更新審査の有効期間.....                     | 4   |
| 8.4 適格性証明書の再交付.....                    | 4   |
| 9 認証の失効.....                           | 4   |
| 10 雑則.....                             | 4   |
| 10.1 手数料.....                          | 4   |
| 10.2 規格の改廃.....                        | 4   |
| 11 附則.....                             | 4   |
| 圧力設備等の診断に関する技術者の認証基準解説.....            | 解 1 |
| 圧力設備等の診断に関する技術者の認証基準改正原案作成委員会 構成表..... | 解 7 |

**日本高圧力技術協会規格**  
**圧力設備等の診断に関する技術者の認証基準**  
**(略称 圧力設備診断技術者認証基準)**

**Personal certification procedure for maintenance and diagnosis of pressure equipment**

## 1 適用範囲

この規格は、供用中の圧力設備等の診断技術者について、協会がその能力を評価し、圧力設備診断技術者として認証する方法について規定する。

## 2 用語の定義

この規格で用いる主な用語の定義は、次による。

- a) **圧力設備等** 圧力容器、加熱炉、ボイラ、貯槽及び配管。
- b) **診断** 圧力設備等の検査結果から劣化、損傷の状況を把握し、安全性評価、余寿命予測を行うことにより、その設備の耐圧性能上の使用の可否を判定すること。
- c) **適格性** 圧力設備診断技術者の知識及び職務能力がこの規格に適合していること。
- d) **協会** 一般社団法人日本高圧力技術協会。
- e) **認証** 適格性について十分に信頼できることを協会が証明すること。
- f) **適格性証明書** 認証された技術者に協会が交付する文書。
- g) **申請者** 認証を求めて申請する者。
- h) **登録者** 有効な適格性証明書を保有する圧力設備診断技術者。

## 3 圧力設備診断技術者の認証区分

- a) 圧力設備診断技術者の認証区分（以下区分という。）は、レベル1及びレベル2とし、この規格に定める受験資格の審査及び評価試験により決定する。
- b) レベル1及びレベル2それぞれの責務、知識及び職務能力は、**表1**のとおりとする。

# 圧力設備等の診断に関する技術者の認証基準解説

この解説は、本体に規定した事柄及びこれらに関連した事柄を説明するもので、規格の一部ではない。

## 1 制定・改正の趣旨

### 1.1 制定の趣旨

自主保安の観点から、供用中のプラント設備等の安全性を確保し、信頼性を維持・向上して効率的な操業を行うためには、設備の健全性を適格に検査し、安全性評価、余寿命予測を行う設備診断に関する専門知識と経験を持つ技術者が必要である。そしてこれらの技術者の能力は、中立的な立場にある第三者機関により公的に認知されることが望まれる。

そこで圧力設備に関する専門家集団を擁する当協会が、圧力設備の耐圧性能を維持するための診断業務に従事する技術者の能力を中立機関として公正な立場から評価し、圧力設備診断技術者として認証することを目的として本規格を制定した。

### 1.2 改正の趣旨

設備等を取り巻く環境変化を考慮し、本体の**表 1, 表 3**を見直すと共に、解説の**5 項**に **BOK (Body of Knowledge)** を追記した。

## 2 対象設備

本規格で設備診断の対象となる設備は、石油精製、化学、ガス及び発電プラント等で供用されている圧力容器（塔、槽、熱交換器）、加熱炉、ボイラ、貯槽（常圧貯槽、低温貯槽、球形貯槽）及び配管である。なお、回転機械、電気、計装、土木及び建築設備等は対象としていない。

## 3 認証区分

圧力設備診断技術者の各認証区分の責務、知識及び職務能力は本体**表 1** に示しているが、補足的に説明すれば次のとおりである。

レベル1技術者；設備診断技術に関する基礎知識を有し、実務経験を持つ者で検査技術の長所、短所と限界を理解し、有意な損傷等の対処方法を判断できる者

レベル2技術者；設備診断技術全般にわたる豊富な専門知識と経験を有し、検査計画、結果の評価、判定、対策立案及び寿命予測等の総合的能力を保有し、レベル1技術者等の指導監督ができる者

## 4 受験資格の審査

受験資格として求めている職務経験については、学歴と認証区分に応じた必要最小限の経験年数を本体**表 2** のとおり規定しているが、これは、本認証制度を検討した、主にユーザー企業所属の委員の経験に基づき設定した年数である。また、受験者の所属業種に制限は設けておらず、圧力設備等の設計、製作、補修、維持、検査、診断及び運転管理に関連した職務のいずれかの経験